

5. 中部大学利益相反ポリシー

2007年 4月 1日制定

2015年 2月18日改定

1. 目的

中部大学（以下「本学」という。）は、自らの学術研究の成果を社会との日常的な連携により活用することによって、社会に貢献することを目的として、中部大学社会連携ポリシーにも掲げているとおり、教育・研究・社会貢献に携わる本学教職員とそれに準ずる者（以下「教職員等」という。）は、建学の精神と3つの使命「教育」「研究」「社会貢献」に積極的に取り組んでいく必要がある。

新技術・新事業・経営手法の改善による経済の活性化が課題となっている現状から、本学は、学術研究成果を学会発表・学術論文・著作・企業等との共同研究等を通じて社会に還元していかなければならない。

しかしながら、社会連携を進める場合、連携の結果として教職員等が企業等との関係で有することになる利益や負うことになる責任や義務が、本学がその使命に基づき教職員等に求める義務と相反する状況が生じうることも考えられる。いわゆる「利益相反」が発生する。

利益相反に関して、教職員等が取り組むべきルールと利益相反を適切にマネジメントするための基本的な考え方を、利益相反ポリシー（以下「ポリシー」という。）として定める。

2. 利益相反の定義

本学は利益相反を、次のとおり定義する。

(1) 狭義の利益相反

教職員等が、企業等との関係で有する利益（実施料収入、報酬、未公開株式等をいう。）と本学における教職員等としての義務（教育、研究）が相反していると社会から見られかねない状況

(2) 責務相反

教職員等が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負い、かつ、本学における職務遂行責任と企業等に対する職務遂行責任が相反していると社会から見られかねない状況

(3) 組織としての利益相反

狭義の利益相反のうち、本学が得る利益と本学の社会的責任が相反していると社会から見られかねない状況

3. ポリシーのルール

教職員等は、社会連携を推進する際に、社会連携に伴う個人的利益や他方の利益を優先する結果、本学の使命としての「教育」「研究」をおろそかにしてはならない。

また、そのような利益相反行為がなされているとの疑いを社会から受けたくないような透明性のある社会連携に心がけなければならない。これらのことは、教職員等の果たすべき義務でありルールである。

4. 利益相反に対する基本的な考え方

利益相反は、教職員等が企業等との関係を持つことにより不可避免的に発生する状態にあり、発生すること自体は回避すべきものではない。しかし、利益相反を放置することは、本学の教育や研究への信頼が損なわれる可能性があり、また、社会から疑念を抱かれる可能性も否定できず、結果と

して社会連携の推進自体が阻害される恐れがある。このため、本学は、教職員等が利益相反を防止しつつ、公正かつ効率的に職務に専念し、社会連携が円滑に推進できる環境を整備し、利益相反マネジメントの体制を構築する。

5. 適用対象者

ポリシーの適用対象者は、本学の専任教職員とする。ただし、本学は専任教職員以外の者にも必要がある場合は、ポリシーの適用を求める。したがって、ポリシーの適用対象者を、教職員とそれに準ずる者として「教職員等」という。

6. 利益相反マネジメントの体制

(1) 中部大学利益相反委員会の設置

本学の利益相反に関する事項について審議するため、中部大学利益相反委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(2) 審議事項等

一 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- ① 利益相反に係る基本方針の策定に関する事項
- ② 利益相反に係る相談、助言及び指導に関する事項
- ③ 利益相反に係る広報及び啓発に関する事項
- ④ 利益相反事例に係る調査、改善指導、是正勧告等に関する事項
- ⑤ その他利益相反に関する事項

二 利益相反委員会の組織・運営等に関して必要な事項は、中部大学利益相反委員会規程に定める。

(3) 利益相反アドバイザーの配置

一 委員会は教職員等に対して、利益相反の知識を普及させるために利益相反アドバイザーを配置する。

二 利益相反アドバイザーの任務は、次のとおりとする。

- ① 利益相反に関する相談・助言
- ② 利益相反に関する広報・知識の普及
- ③ 利益相反事例に係る調査
- ④ 利益相反の個別事例に関して、委員会で審議する必要性の有無の判断
- ⑤ その他利益相反に関すること

7. 利益相反マネジメントの手続

(1) 教職員等は、必要に応じて利益相反に関する申告書を委員会に提出することとし、委員会は、申告書に基づいて利益相反の防止に必要なマネジメントを行う。

(2) 利益相反マネジメントの手続については、利益相反に関する申合せ事項に定める。

8. 情報公開

本学は、本学の利益相反に関する情報を必要と認める範囲で公表し、社会に対する説明責任を果たすよう努める。